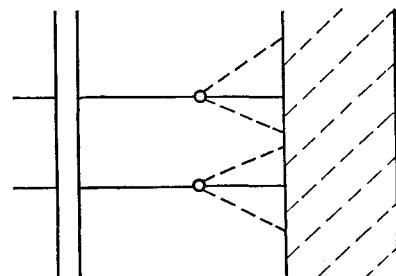




図-7 道路一パターン



## 9. 原子力産業と都市計画

この両者の関係を機能、施設、実現上から考察することにする。

### (1) 機能上から

農業上からはアイソトープの利用による品種改良を行ない、大規模特産の生産地形成を計画しうる。また、多量の冷却放水（主として海水）の利用による新しい水産業の開発を検討することも考えられる。

工業上からは巨大な電力の利用による電力利用型、海水化学型の振興、また関連として燃料再処理等の機能の付与も考えられる。

レクリエーション機能上からは、外部から勤務する人々にも満足される大型、近代的なスポーツ的なレクリエーションとプライバシーと自由を満足する娯楽機能の付与が期待される。これは定住性につながるものである。

人口配置上からは高人口密度の拠点的都市は離隔し、近接した周辺部にはできるだけ人口密度の低い地帯設定が望ましい。

### (2) 施設上から

土地利用上からは原子力発電所近接地帯は関連専用工業地とするか、居住地を遮断する緑地ないし生産緑地を計画し、当該施設をめぐる日常生活圏内に定住化に必要な機能分担により拠点性を強化した都市地域を設定し、計画的な街づくりをする必要がある。

交通施設上からは、平常時の産業開発にも、事故時の緊急対策にも役立つ道路網整備を行なう。道路構成は、図-7 のように歩行者用通路と幹線街路（道路）が乗継広場で結び合うパターンの形成が考えられる。公園、緑地については、前述のレクリエーション機能に対応して、発電所敷地内の空地をこれに当てる等の計画をするほか、できるだけ低人口密度ゾーンとなるように大規模なスポーツ用地等を配置するなど、計画的に周辺地帯の過密化を避けるよう努力する必要がある。

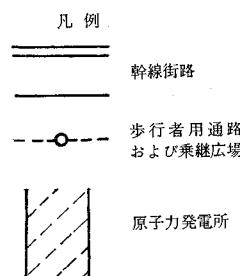
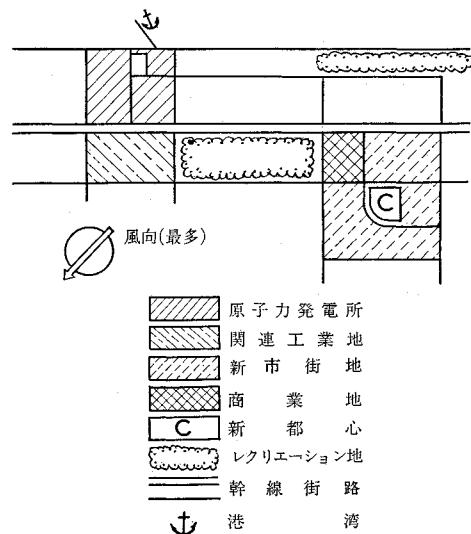


図-8 原子力産業地帯のモデル



以上をモデル図に示せば図-8 のように考えられる。

### (3) 実現上から

規制面からは、現行上で用途地域を専用、大規模に指定し、都市計画新法案では原子力発電所と市街地の間は、市街地調整地域として市街化を制限する措置をとることが望まれる。

事業面からは公共的施設（たとえば緑地、下水道等）を集中先行させつつ、市街地の面的整備を区画整理事業等により秩序を立てて開発することが必要である。